

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知多市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

知多市長

公表日

令和2年4月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健は、母子保健法に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付など母性並びに乳児及び幼児の保持及び増進を図るため実施するものである。市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 (2) 新生児の訪問指導の実施に関する事務 (3) 健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 (4) 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 (5) 母子健康手帳の交付に関する事務 (6) 妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 (7) 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 (8) 未熟児の訪問指導の実施に関する事務 (9) 母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務</p>
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	別表第一 項番49 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1項第1号から第8号まで
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二 項番69の2</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二 項番56の2、69の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第1項第8号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-36-2630
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康部健康推進課 愛知県知多市新知字永井2番地の1 0562-54-1300

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月20日	I-②事務の概要	健康審査	健康診査	事後	
平成29年2月20日	I-②事務の概要	教育医療	養育医療	事後	
平成29年7月31日	I-5 評価実施機関における担当部署	伊藤 中一	森下 剛	事後	
平成29年7月31日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	愛知県知多市緑町1番地 0562-33-3151	愛知県知多市緑町1番地 0562-36-2630	事後	
平成29年7月31日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	愛知県知多市緑町32番地の1 0562-33-0050	愛知県知多市新知字永井2番地の1 0562-54-1300	事後	
平成30年8月13日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	Excelファイル	健康管理システム	事後	
平成30年8月13日	I-5 評価実施機関における担当部署	健康福祉部	健康部	事後	
平成30年8月13日	I-5 評価実施機関における担当部署	課長 森下 剛	課長	事後	
平成30年8月13日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部	健康部	事後	
平成31年3月11日	IV リスク対策	-	新様式への変更に伴う「IV リスク対策」の記載	事後	
令和2年4月11日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(9) 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 (10) 費用の徴収に関する事務	(9) 母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	
令和2年4月11日	I-3 番号個人の利用	第40条	第40条第1項第1号から第8号まで	事後	
令和2年4月11日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	別表第二 項番70 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条	(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二 項番69の2 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二 項番56の2、69の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第1項第8号	事後	
令和2年4月11日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分かの回答 十分である	事後	
令和2年4月11日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)接続しない(提供)	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分かの回答 十分である 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分かの回答 十分である	事後	